

○帯広市行政手続条例施行規則

平成9年5月16日

規則第52号

改正 平成12年3月10日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、他に定めるもののほか、帯広市行政手続条例（平成9年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)

第2条 条例第13条第2項第5号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

(1) 条例等（条例第2条第1項第1号に規定する条例等をいう。以下この条において同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

(2) 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

(職員以外に聴聞を主宰することができる者)

第3条 条例第19条第1項の規則で定める者は、条例等の規定に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあつては、当該合議制の機関の構成員とする。

(文書等の写しの交付)

第4条 条例第36条第3項の規定による資料、調書及び報告書（以下「資料等」という。）の写しの交付を求める手続については、帯広市聴聞等に関する規則（平成6年規則第51号）第7条及び第15条に規定する資料等の閲覧の手続の例による。

(文書等の写しの交付に要する費用の納付等)

第5条 条例第36条第4項に規定する資料等の写しの交付に要する費用は、前納とし、その額は、帯広市情報公開条例の施行に関する規則（平成12年規則第7号）第5条第2項に規定する額とする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成12年 3月10日規則第7号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。